

法務省保総第337号

令和3年11月8日

山中理司様

法務大臣 古川禎久

(公印省略)

審査請求に係る裁決書謄本の送付について

令和3年2月22日付けでなされた審査請求について、別添のとおり裁決書謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階 林弘法律事務所
氏 名 山 中 理 司

上記審査請求人から令和3年2月22日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

審査請求人は、法第4条第1項の規定に基づき、令和2年12月21日付け（同月23日受領）行政文書開示請求書により、法務大臣（以下「処分庁」という。）に対し、「令和元年の御即位恩赦の実施状況が書いてある文書」の開示請求を行った（同文書とは、「令和元年の即位の礼に当たり行われた特別恩赦基準に基づく上申に関し、中央更生保護審査会が上申を受理した件数及び内閣が決定した件数並びにそれぞれの件数が罪名別に記載された文書（ただし、「特別基準恩赦の結果について」を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）であることを、審査請求人に確認した。）が、これに対し、処分庁は、令和3年2月18日付け法務省保総第37号行政文書不開示決定通知書により、本件対象文書を保有していないことを理由として不開示とする決定（以下「原処分」という。）を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、原処分を取り消すよう求めているものである。

不服の要旨

1 審査請求の趣旨

法第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った原処分について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書の記載によると、審査請求人は、本件対象文書について、「法務省は、即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の事務処理について（令和元年10月22日付けの法務省保護局総務課長の通知）に基づき、全国の検察庁に対して特別基準恩赦受理処理状況の報告を求めていたことからすれば、本件対象文書は存在するといえる。」旨主張している。

裁決の理由



1 原処分の妥当性について

(1) 処分序の説明の要旨

ア 令和元年の即位の礼に当たり行われた特別基準恩赦（以下「本件特別基準恩赦」という。）を含む個別恩赦においては、中央更生保護審査会（以下「中更審」という。）は、恩赦上申事件ごとに、審査対象者の性格、行状、違法行為をするおそれ、社会の感情その他の事項について調査し、これらの事情を総合考慮して恩赦の当否を議決しているため、罪名等の個々の要素に着目して全体的傾向を数量的に測る意義が乏しく、また、本件特別基準恩赦についての罪名別の各件数を公表すると、例えば、該当件数の少ない罪名等の恩赦上申事件につき、ほかの情報と照らし併せることなどにより特定人の恩赦上申の有無、その議決結果等の個人情報が特定され、個人のプライバシーが侵害されるおそれがあることから、法務省本省は、本件特別基準恩赦についての罪名別の件数の集計、公表等はしていない。

なお、本件特別基準恩赦については、その実施前から社会の高い関心を集めしており、その概括的な結果を公表する必要性が認められたことから、審査対象者等の個人のプライバシー保護等にも配慮し、個人情報が特定されない範囲において、本件特別基準恩赦の結果として、恩赦上申受理件数、内閣が決定した件数及びそれらの罪種別を令和2年12月18日に公表したが、その際の公表資料として作成したのは上記「特別基準恩赦の結果について」のみである。

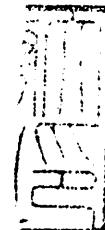
したがって、法務省本省が、本件対象文書を作成、取得、保有する必要はなく、それらを行っていない。

イ おって、法務省本省は、本件特別基準恩赦につき、令和元年10月22日付け法務省保総第227号法務省保護局総務課長通知「即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の事務処理について（通知）」により、全国の上申権者に対し、罪名別受理状況（検察庁が出願者から出願を受理した状況）等の報告を求めたが、これは中更審の審査事務の計画的運用のために各個別事件についてその概要の報告を求めたものであり、統計等の作成を目的としたものではないことから、法務省本省が同報告を求めたことをもって同省が本件対象文書を作成、取得、保有している理由とはならない。

また、法務省本省は、全国の上申権者から、上記報告として「特別基準恩赦受理処理状況（その1：統計表）」及び「特別基準恩赦受理処理状況（その2：罪名別受理状況）」（以下、併せて「特別基準恩赦受理処理状況」という。）の提出を受け、行政文書として保有しているが、本件対象文書は、本件特別基準恩赦の上申に関し、中更審が上申を受理した件数及び内閣が決定した件数並びにそれぞれの件数が罪名別に記載された文書であるのに対し、特別基準恩赦受理処理状況には、上申権者が恩赦出願者から恩赦願書を受理した件数が記載されているところ、中更審が上申権者から恩赦上申を受理することと、上申権者が恩赦出願者から恩赦願書を受理することとは、恩赦手続上の位置付け、法的効果、件数等が異なることからすると、特別基準恩赦受理処理状況は、本件対象文書には該当しない。

(2) 検討

法務省本省は、本件特別基準恩赦については、実施前から社会の高い関心を集めていたためその結果公表のために作成した「特別基準恩赦の結果について」を除き、本件対象文書を作成、取得、保有する必要性がなく、それらを行っていない旨の上



記(1)アの処分庁の説明は、上記「特別基準恩赦の結果について」の記載内容等に鑑みても、不自然、不合理な点は認められない。

また、法務省本省が全国の上申権者に対して罪名別受理状況の報告を求めたことは、同省が本件対象文書を作成、取得、保有している理由とはならず、また、同省が同上申権者から提出を受けた特別基準恩赦受理処理状況は本件対象文書には該当しない旨の上記(1)イの処分庁の説明も、不自然、不合理な点は認められない。

したがって、法務省本省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

2 結論

以上のことから、原処分は妥当であると判断した。

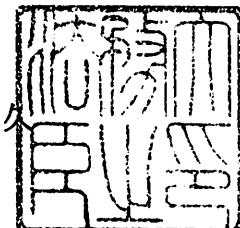
なお、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、本裁決と同旨の判断が示されている。

よって、主文のとおり裁決する。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

令和3年11月8日

法務大臣 古川禎



この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和3年11月8日

法務省保護局総務課長 押切久遠